

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

①足利市の概要

本市は、人口約 15 万人、面積約 178 平方キロメートルで、東京から北へ約 80 キロメートルの位置にあり、栃木県佐野市、群馬県桐生市・太田市・館林市・邑楽町に接している。本市はかつて織物のまちとして隆盛を誇り、近年では輸送用機械器具工業、プラスチック工業、金属製品工業なども加わり、発展してきたことに伴い、小売業やサービス業を始めとする市民生活に直結する事業所も増加してきたことから、総合的な商工業都市へと成長した。2021 年には、市制施行 100 周年を迎え、加速化する人口減少や社会資本の再整備など厳しい都市経営の中で、将来都市像を具現化するため、第 7 次足利市総合計画のもと、各分野における施策を進めている。

②足利市の人口構造

1990 年（平成 2 年）の約 16 万 8 千人を境に下降線をたどり、特に死亡者数が出生者数を上回るようになった 2000 年（平成 12 年）からは、人口の減少に拍車がかかっている。足利市人口ビジョン〈2016 年（平成 28 年）策定〉の推計によれば、本市の人口は、2025 年には 14 万人を割り込み、2040 年には約 12 万 3 千人となることが予想されている。少子高齢化が進むと同時に、人口の減少傾向が顕著になると、総人口に占める生産年齢人口（15 歳～64 歳）の割合が低下し、今後 30 年足らずでその割合が総人口の 50%程度になってしまうなど、都市としての活力が著しく低下していくことが懸念されている。

③足利市の産業構造及び中小企業者の実態等

市内の事業所全体の 99%にあたる約 7,700 の事業所が、従業者の人数が 100 人未満の事業所であることから、本市は「中小企業のまち」である。市内の中小企業や小規模企業は、地域に根ざし、地域の経済や雇用を支えるなど、重要な役割を果たしている。平成 26 年経済センサスによる産業大分類別の事業所数をみると、「卸売業、小売業」が 1,850 事業所（構成比 23.4%）、「製造業」が 1,571 事業所（同 19.8%）、「宿泊業、飲食サービス業」が 865 事業所（同 10.9%）であり、3 産業で全産業の約 5 割を占めている。さらに、「製造業」の事業所数を産業中分類別でみると、「繊維工業」が 486 事業所（「製造業」全体の 30.9%）、「生産用機械器具製造業」が 192 事業所（同 12.2%）、「プラスチック製品製造業」が 187 事業所（同 11.9%）であり、以上の 3 産業が本市の製造業を支える主軸となっている。

市内中小企業の実情は、足利商工会議所や足利市坂西商工会とともに実施している平成 30 年の経済・経営見通しアンケートによれば、景況を「横ばい」か「やや上向き」とみる企業が 7 割を占めてはいるものの、人材確保や育成、取引先の拡大等が喫緊の課題とされており、経営環境は厳しい状況である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、第 7 次足利市総合計画に掲げた将来都市像を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 60 件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

事業者の受注拡大や業務効率化等による付加価値額の向上へつながる設備導入について、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市には各産業が幅広く経済活動を行っており、本市全体の産業力を向上させるため、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項で規定する先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、本市の中心部と東西を貫く形で位置している市街化区域や、北部に位置する山間部等広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組みは、新商品の開発、自動化の促進、IT 導入による業務の効率化、事業環境の改善等、多様である。したがって、本計画においては、

労働生産性が年平均 3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3 年間、4 年間、5 年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

・次のいずれかの事項に該当する場合は、申請することができない。

ア 会社更生法、民事再生法に基づき更正または再生手続きをしているもの。

イ 市税を滞納しているもの。